

武豊町地域公共交通会議規約の改正について

道路運送法の改正（令和 5 年 10 月 1 日施行）により、協議運賃にかかる取扱いが変更となりました。

コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは別の会議体で協議を整えることおよびあらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定されました。

道路運送法の改正事項を武豊町地域公共交通会議の規約に反映させるため、規約第 8 条へ「運賃料金部会」の設置に関する条文を設け、改正させて頂くものであります。（「別添資料 7 - 2 ~ 3」のとおり）

◎下記の場合に、運賃協議手続きが必要となります。

※中部運輸局管内での取扱いとなります

記

1. 新たに協議運賃を適用する路線または区域（以下「協議路線等」という。）を設定して運行する場合

2. 既に運行している協議路線等とは別の経路・区域で協議路線等を設定して運行する場合

3. 既に運行している協議路線等における運賃を改定する場合

（路線定期運行または路線不定期運行のとき）

4. 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、停留所を新設（移設）する場合（ただし、停留所を移設する際、運賃に変更がない場合を除く）

（区域運行のとき）

5. 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、営業区域の新設（拡大）または運送の区間を新設する場合

※地域公共交通会議で協議が調うことで、特例が認められている事項や審査が弾力化（処理期間の短縮等）される事項の取扱いには、変更はありません